

暮らしに役立つ情報を掲載しています。
 かわしいことは問い合わせ先へご連絡ください。

募集 仙崎漁民アパート入居者 建設課

◆所在 仙崎鍛冶屋町区

建設課管理係または各出張所

◆種別・戸数・家賃

◆手続 建設課または各出張所に備え付けの申込用紙に記入

第2種市営住宅 1戸(2階)

月額 10、900円

押印のうえ、次の書類を添付

◆資格

①本人及び同居しようとする親族等世帯全員の住民票・平成

①市内に住所または勤務場所を有する人

8年分の所得証明書、なお給与所得者は平成8年分の給与

②同居か同居しようとする親族がいる人(高齢者等は単身可)

所得源泉徴収票の写し、事業

③住宅に困窮していることが明らかかな人

所得者等は平成8年分の収支明細書の写し

④入居の申込みをした日において、公営住宅法の規定(月額11万5千円以下)による収入

②その他証明に必要な書類

◆選考方法

基準に該当する人

書面審査・実態調査のうえ有資格者を選考し公開抽選により入居者を決定します。

⑤漁業に従事する人

◆申込受付

◆問い合わせ

◎期間 8月18日(月)～29日(金)

◎管理係 ☎1147

◎会場

建設業で働くみなさん

『建設業退職金共済制度』をご存知ですか

一般の退職金制度とは異なり建設業界で働く限り、事業所を変えても、事業所に雇用され就労した期間全部を通算して退職金を支払う制度です。

◆問い合わせ 建退共山口支部 ☎0839249466

福祉医療の申請手続はお済みですか 福祉所

◆福祉医療費助成制度

※対象児童の父母の市民税所得割額が82、300円以下の世帯

①「重度心身障害者」医療費助成制度

②「母子家庭」医療費助成制度

●身体障害者手帳1、3級所持者

●母子家庭の母及び児童

●障害基礎年金1級受給者

●父母のいない児童

●療育手帳A所持者

●市民税所得割額が非課税の世帯

●精神障害者手帳1級所持者

◆手続・問い合わせ 庶務係 ☎1155

※本人の所得制限有り

②「乳幼児」医療費助成制度

◆手続・問い合わせ 庶務係 ☎1155

●3歳未満児、歯科については義務教育就学前児

◆ご存知ですか

児童扶養手当制度等 福祉所

児童扶養手当制度

◆対象者 離婚等により父と別

い。(昭和60年7月31日までの

生計の児童(18歳に達する日

の児童には適用されません)

◆特別児童扶養手当制度

◆対象者 20歳未満の障害児を

ある者)を養育している母、

養育している父母、または養育者。

または養育者等。父が障害者

※平成9年7月31日現在の受給者(支給停止も含む)は、9

の場合にはご相談ください。

月10日までに現況届をお忘れなく。

◆手当の認定請求期間

◆問い合わせ 児童福祉係 ☎1157

離婚等支給要件該当日から5

年間。手続もれの場合には正当な理由を除き、請求権がなくなり

◆お問い合わせ

児童福祉係 ☎1157

◆お問い合わせ

児童福祉係 ☎1157

◆お問い合わせ

児童福祉係 ☎1157

◆お問い合わせ

児童福祉係 ☎1157

就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定試験 校課

病気などのやむを得ない事由で、就学義務を猶予されたり、免除された人について中学校卒業程度等の学力があるかどうかを国が認定するための試験が行われます。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

◆とき 11月7日(金)

◆ところ 山口県庁

◆試験科目 国語・社会・数学・理科・外国語の5教科

◆願書受付期限 8月25日(月)

◆願書の請求

山口県教育庁教職員課に請求

☎0839334550

(長門市教育委員会学校教育課 ☎1175にも連絡をお願いします)

◆問い合わせ 長門市教育委員会学校教育課 ☎1175

◆問い合わせ

長門市教育委員会学校教育課 ☎1175

◆問い合わせ

長門市教育委員会学校教育課 ☎1175

市政の情報は、テレホンサービス「市政だより」でも行っています。ご利用ください。 ☎226030